破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第２２０号
群馬県富岡市一ノ宮1510番地１
債務者　茂木　孔明
１　決定年月日時　令和８年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
　　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１９１号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅６棟405号
債務者　赤井　唯介
１　決定年月日時　令和８年９月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
　　名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第９４号
三重県志摩市阿児町鵜方4872番地１　ラックス鵜方102号
債務者　錦見　太護
１　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
　　津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第１５０号
長崎県佐世保市潮見町７番９号　ハイツ山口201号
債務者　志久　保子
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
　　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第３１２号
茨城県東茨城郡茨城町大字奥谷1972番地33
債務者　郡司　　光
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
　　水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３２０号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡4259番地９　ハイツロングヒルⅡＣ棟101号
債務者　渡辺　　悟
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
　　水戸地方裁判所

令和８年（フ）第５７１号
栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺一丁目10番地３
債務者　富川　拓飛
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５７３号
栃木県真岡市熊倉町3446番地５
債務者　一ノ瀬由美子
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５８５号
栃木県宇都宮市戸祭町2124番地１　コーポサンフラワーＢ103号室
債務者　安達　隆行
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５９０号
栃木県宇都宮市戸祭３丁目４番15号　宇都宮プラザＧ　1013号
債務者　黒川　翔平
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６１０号
栃木県さくら市草川64番地７　ビレッジハウス氏家２－110
債務者　山口　芳三
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７３６号
川崎市中原区下小田中６丁目31番43号　中原ハイム　406
債務者　伊藤　宜央
１　決定年月日時　令和８年９月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７３８号
川崎市高津区下作延３丁目７番７－203号　プレミール梶ヶ谷
債務者　瀧本　幸輝
１　決定年月日時　令和８年９月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１５８１号
福岡県糟屋郡篠栗町津波黒３丁目14番23号、住民票上の住所福岡県糟屋郡篠栗町津波黒２丁目15番７号
債務者　村瀬　　愛
１　決定年月日時　令和８年９月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７０４号
福岡市博多区住吉３丁目８番34―511号　エンクレスト博多
債務者　澤田　典子
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７３２号
福岡市東区社領２丁目１番10―512号　ウイング・２Ｋ
債務者　小川　千春（旧姓新田）
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７４９号
福岡市西区今宿西１丁目８番21号
債務者　足立　久子
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部